

議案第67号

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げに係る地方公務員法の改正に伴い、規定の整備を図る必要がある  
るので、本案を提出する。

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「同法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員を」を「ものを」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この条例による改正後の世田谷区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。